

議案第 15 号

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例（平成 18 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 9 の項の次に次のように加える。

9 の 2	法第 5 2 条第 6 項第 3 号の 規定に基づく建築物の容積 率に関する特例の認定の申 請に対する審査	建築物の容積率 の特例認定申請 手数料	27,000 円
-------------	--	---------------------------	----------

別表第 2 の 14 の項中「第 55 条第 3 項各号」を「第 55 条第 3 項又は第 4 項各号」に改め、同表 53 の項第 1 号イを次のように改める。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 11,000 円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 23,000 円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 52,000 円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 94,000 円

別表第 2 の 53 の項第 1 号ウ中「住宅用途」を「非住宅用途」に、「（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物」を「の非住宅部分」に改め、同号ウ（ア）中「以内」を「未満」に、「10,000 円」を「11,000 円」に改め、同号ウ（イ）から（カ）までの規定中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ウ（キ）中「を超える」を「以上の」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 10 条第 2 号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するもの

ア 1 戸建の住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 40,000 円

(イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 44,000 円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 230,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 330,000円

別表第2の53の項に次の3号を加える。

(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 1戸建の住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 121,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円

(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 432,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 616,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 759,000円

カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 898,000円

キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円

(5) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 277,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 362,000円

カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 435,000円

キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円

別表第2の55の項第1号イを次のように改める。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 11,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 26,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 47,000円

別表第2の55の項第1号ウ中「住宅用途」を「非住宅用途」に、「(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物」を「の非住宅部分」に改め、同号ウ(ア)中「以内」を「未満」に、「5,000円」を「5,500円」に改め、同号ウ(イ)から(カ)までの規定中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ウ(キ)中

「を超える」を「以上の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 1戸建の住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 67,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 115,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円

別表第2の55の項に次の3号を加える。

(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 1戸建の住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 33,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 60,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,500円

(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
167,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
216,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
308,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
379,500円

カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
449,000円

キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 512,000円

(5) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
65,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
85,500円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
138,500円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
181,000円

カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
217,500円

キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 255,000円

別表第2の57の項第2号ア中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削り、同表58の項第2号中「(1)」を「前号」に、「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 1戸建の住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 121,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円

(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 432,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 616,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 759,000円

カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 898,000円

キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円

別表第2の58の項に次の1号を加える。

(5) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
130,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
171,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
277,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
362,000円

カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
435,000円

キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円

別表第2の60の項第2号中「(1)」を「前号」に、「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 1戸建の住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
33,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
60,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,500円

(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

167,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 216,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 308,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 379,500円

カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 449,000円

キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 512,000円

別表第2の60の項に次の1号を加える。

(5) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 65,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,500円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,500円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 181,000円

カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 217,500円

キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 255,000円

別表第2の62の項第2号中「(1)以外」を「前号以外」に改め、同項第3号中「(1)」を「第1号」に改め、同号イ(ア)中「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する建築物については、共用部分の床面積を除く。以下このイにおいて同じ。)」を削り、同項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第

1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
334,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
432,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
616,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
759,000円

カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
898,000円

キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円

(5) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
130,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
171,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
277,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
362,000円

カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
435,000円

キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の9の項の次に1項を加え

る改正規定及び同表 1 4 の項の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

建築基準法等の改正に伴い、建築物の容積率の特例認定申請手数料及び誘導仕様基準の創設による手数料を新たに定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。